

平成29年度 群馬県介護支援専門員 更新研修案内

＜実務未経験者対象＞

◆平成29年度群馬県介護支援専門員 更新＜実務未経験者対象＞研修

- ・この研修は群馬県に登録され、介護支援専門員証の有効期限がおおむね1年以内に満了する方で、実務に従事した経験を有しない方を対象とした研修です。

1. 目的	介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な専門知識及び技術の習得を図ることにより、専門職としての能力の保持・向上を図る。
2. 主催	社会福祉法人群馬県社会福祉協議会（群馬県指定研修実施機関）
3. 研修日程	研修時間54時間 平成29年12月25日（月）～平成30年2月22日（木）までの10日間 ※日程詳細は、別紙1「平成29年度介護支援専門員更新研修（実務未経験者）・再研修日程表」を参照 ※希望制受講の「介護保険認定調査員研修」（平成30年1月10日、4時間）及び「アセスメントツールによる居宅サービス計画の作成手法について」（平成30年1月29日又は30日、3時間）を希望する方は、最大61時間、12日間となります。
4. 研修会場	・昌賢学園まえばしホール（前橋市民文化会館）大ホール（371-0805 前橋市南町3-62-1） ※駐車台数に限りがあり、詰め込み駐車となります。満車の場合有料駐車場をご案内します。 ・群馬県社会福祉総合センター 8階大ホール又は6階（前橋市新前橋町13-12） ※社会福祉総合センターの場合は、原則第一駐車場（徒歩15分）ご利用となります。（構内駐車場は利用できません）
5. 受講資格	・介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年以内に満了する者で、介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者
6. 受講料・申込方法	33,000円 ※左記の金額にはテキスト代、昼食代等は含まれません。 同封の払込取扱票により平成29年11月30日（木）までにお支払の上、受講申込書を下記まで郵送して下さい。なお、いったん納付された受講料は返還いたしません（受領証は大切に保管ください）。 ※申込をされていても平成29年11月30日（木）までに受講料をご入金いただければ、研修を受講できません。

<p>7. 研修テキスト</p>	<p><u>必ず以下のテキスト①・②を両方ご準備の上受講してください。</u>一般の書籍として販売されていますが、研修当日に間に合わない可能性がありますので、長寿社会開発センターホームページ http://www.nenrin.or.jp/publishing/index.html 若しくは、別添「介護支援専門員実務研修テキストFAX申込書」より申込お願い致します。</p> <p>研修テキストは事前に購入して、自主学習につとめてください。</p> <p>①〈六訂〉介護支援専門員実務研修テキスト 8,640円(税込) ②〈五訂〉居宅サービス計画書作成の手引 1,620円(税込)</p>
<p>8. 持ち物</p>	<p>・受講票 ・研修テキスト ・受講申込書(控) ・筆記用具等</p>
<p>9. 研修修了者の認定方法</p>	<p>全日程を修了し、全ての提出課題及び研修記録シートを提出した者に修了証明書を交付します。遅刻、欠席、途中退席された場合は、修了証明書は交付できません。</p>
<p>10. その他</p>	<p>(1) 介護支援専門員更新研修(実務未経験者)は、介護支援専門員再研修と介護支援専門員実務研修の一部と同一の科目のため合同で実施します。</p> <p>(2) 研修には希望による選択科目が含まれています。詳細は、別紙2「介護支援専門員更新研修(実務未経験者)・再研修における希望科目の選択について」を参照し、希望される場合は参加申込書選択科目希望欄に○印をつけてください。</p> <p>(3) 介護支援専門員の登録が群馬県以外の方は、登録地の都道府県に受講地変更の手続きが必要となります。詳細は、各都道府県の介護支援専門員担当課までご相談ください。</p> <p>(4) 群馬県社会福祉総合センターが会場となる場合の駐車場は、構外第1駐車場となります。詳しくは、別紙3「駐車場案内」をご参照ください。 なお、身体の障がい、足の怪我、妊娠等により受講に際して駐車場の配慮が必要な方は、事前に申し出てください。</p> <p>(5) 昼食の事前予約を承ります(1食500円)。詳しくは別紙4を参照の上、各自でお申し込みください。昼食は、当日現金と引き替えとなります。</p> <p>(6) 全ての研修科目修了後、介護支援専門員証の更新については、別途群馬県あて申請が必要となります。(研修中にご案内いたします)</p> <p>この研修を全日程修了し、<u>有効期間満了日前</u>に更新手続きをしなければ介護支援専門員証の更新は行えません。</p> <p>(7) 研修に係る提出書類等により取得した個人情報については、適正に管理し、研修事務の目的以外に使用しません。なお、研修修了者情報については、「群馬県介護支援専門員実務研修等実施機関指定事務取扱要綱」に基づき群馬県へ提出します。</p>
<p>11. お申込先・お問合せ先</p>	<p>〒371-8525 前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉協議会 福祉人材課 電話：027-255-6035 〈9：00～12：00 及び 13：00～17：00〉</p>